

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成25年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター条例
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	使用の承認
法令の定め	北海道立工業技術センター条例第8条第1項 工業技術センターの施設等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
審査基準	1 使用する日、時間及び機器・会議室等について使用の妨げとなる次のような事由（使用障害事由）がないかどうか。 (1) 当該使用機器・会議室等が工業技術センター事業等（研究開発業務等）に使用されている場合 (2) 当該使用機器・会議室等が他の申請者等に使用承認されている場合 (3) 工業技術センター施設の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難な場合 2 条例第9条により使用を不承認とすべき次に列挙する事由（使用不承認の事由）等がないか。 (1) 使用の目的が工業技術センターの設置の目的に反するとき。 (2) 工業技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他工業技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。
標準処理期間	総期間 1日→1月（注：休日は含まない。） 経由機関 一日・月（ 協議機関 一日・月（ 処分機関 一日・月（
処分担当課	北海道立工業技術センター（電話番号：0138-34-2600）
申請先	北海道立工業技術センター（電話番号：0138-34-2600）
問い合わせ先	北海道立工業技術センター（電話番号：0138-34-2600）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成25年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター条例
根拠条項	第14条
許認可等の種類	使用料又は手数料の減免
法令の定め	北海道立工業技術センター条例第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。
審査基準	設定しない。(申請実績がない又は将来的に見込みのないもの)
標準処理期間	総期間 一日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 一日・月 (協議機関 一日・月 (処分機関 一日・月 ())))
処分担当課	経済部産業振興局産業振興課 (電話番号：011-231-4111(内線26-813))
申請先	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600)
問い合わせ先	経済部産業振興局産業振興課 (電話番号：011-231-4111(内線26-813))
備考	